

生活時間における夫婦の不等性とそれがTFRに与える影響

佐藤 晴彦

はじめに

I 生活全般ならびにくつろぎ等における夫婦の
平等・不平等

I-1 生活時間に関する夫婦平等・不平等

I-2 くつろぎと睡眠時間に与える有償労働時

間の背景―有償労働時間と休暇―

1 法定労働時間（四〇時間）超過の（正規雇
用者）過実労働時間

2 子育て世代の長すぎる労働時間

3 年次有給休暇の取得率と取得者数

II 夫婦の生活時間とTFRの関係

A 夫婦の睡眠時間、生理的時間とTFRの関係

1 都道府県別生活時間とTFR

2 夫婦の平均睡眠時間とTFRの関係

3 夫婦の休養・くつろぎの差とTFRの関係
B TFR上昇のための、労働とくつろぎ・休養
の時間的条件

IIのまとめ

結論

はじめに

生活時間に関して夫婦の平等性を考察すると、必ずしも不平等に時間を使っている訳ではない。本稿では、夫婦間の平等、または不平等がTFR (Total Fertility Rate: 合計特殊出生率) にどのように影響を及ぼすのかを中心的目標として研究する。

先行研究では、家事・育児で妻が夫よりかなりの時間をかけていること、妻がフルタイムや契約社員で働いている場合、その収入のための時間は夫と何ら差がないということから、このようなケースでは収入労働時間と家事・育児のための時間を夫婦別々に合計すると余りにも妻が不利とならざるを得ないことを挙げている。

しかし、視点をもう少し日常生活全般に目を向け、夫婦の負担をいくつかに分けて考察すると、すべてが必ずしも不平等になっている訳ではない。

本研究は、夫婦間の平等・不平等の状況を分類して調べ、その結果をもとに、それがTFRにどのように影響を与えるのかを目標として進める。そのため、平等・不平等の分析結果(佐藤、二〇一七)をまず述べて進める。

佐藤(二〇一七)では、まず平等な時間部分と不平等な時間部分があることを挙げた。それを二つの観点、すなわち生活全般からと、くつろぎと睡眠時間に与える労働時間の観点からみておく。この結果をもとに、この二つの部分がTFRにどうかかわっているのかを考察したい(Ⅱ)。研究の中心は、「TFR上昇のためには、夫婦ともに一定以上共通に長い睡眠時間がなければTFRは上がらないこと」を仮説として(Ⅱで)進めることである。

I 生活全般ならびにくつろぎ等における夫婦の平等・不平等

I-1 生活時間に関する夫婦平等・不平等

I-1では、夫婦の平等・不平等はどのように捉えられるのかをまとめた。

それは、1 平均生活、2 労働時間と休養・くつろぎ等について、夫婦平等・不平等を取り巻く四つの生活時間、すなわち「収入労働時間」^①「家事労働時間」^②「生理的時間」^③「社会的文化的活動時間」^④の視点から捉えたものである。

1 平均生活

まず、平均生活時間について、生活時間について家族のあり方を夫婦の平等の観点から考察した結果、夫婦の生活時間は「差がある」「差があり過ぎる」「同程度である」水準から構成されている。詳しく見てみると、「男性の方が女性より多い」に分類されるのは「収入労働時間」、逆に「女性の方が男性より多い」には、「育児・家事時間」が、同程度の区分には、「休養・くつろぎ」「睡眠時間」「学業な(収入労働時間)どの社会文化的活動」「テレビ・新聞・趣味・娯楽」が挙げられた。

平均生活上の「収入労働時間」「家事労働時間」「生理的時間」「社会的文化的活動時間」における夫/妻の割合は、平日において、①高さが二前後、②〇・六〜一前後、③〇・〇〜一前後の三つに区分することができた。^⑤(表1)。

一九九六年と二〇一一年の違いを①〜③について見ると、不平等部分に徹々たる数値で改善が見られた。具体的に③の「育児や家事」区分で〇から〇・一前後を示しわずかな改善が見られた。②の「休養・くつろぎ」では、〇・五

表1 平均的生活時間に関する男女投入時間割合の3分類化

| | | 男性／女性の概数 |
|---|--------------------------|----------|
| ① | 収入労働時間 | 2 |
| ② | 休養・くつろぎ、睡眠時間、学業、テレビ・新聞など | 1 前後 |
| ③ | 育児・家事時間 | 0.1未満 |

出所) 男女共同参画統計研究会(2015)、佐藤(2017)より作成。

八から〇・九八の改善があり、夫婦がより平等にくつろげる時間を持つようになった。また、家事・育児等平日にできない分、夫は日曜日に幾分か貢献していることも分かった。

2 労働時間と休養・くつろぎ時間

労働時間と休養・くつろぎ等(生理的生活時間^⑥・社会的文化的な生活時間^⑦)のデータから(上記の四つの生活時間とおし)、夫婦の平等性を見ると、平日では(週間)労働時間が長くなるにつれて、男女ともにくつろぎの時間は短くなる。日曜日では、週間就業時間の長短に関わらず男女ともに一定の生理的生活時間を確保している。平日から日曜日への違いを挙げると、男性は、社会的文化的活動生活時間を、女性は家事労働時間を増大させている(男女共同参画統計研究会、二〇一五)。

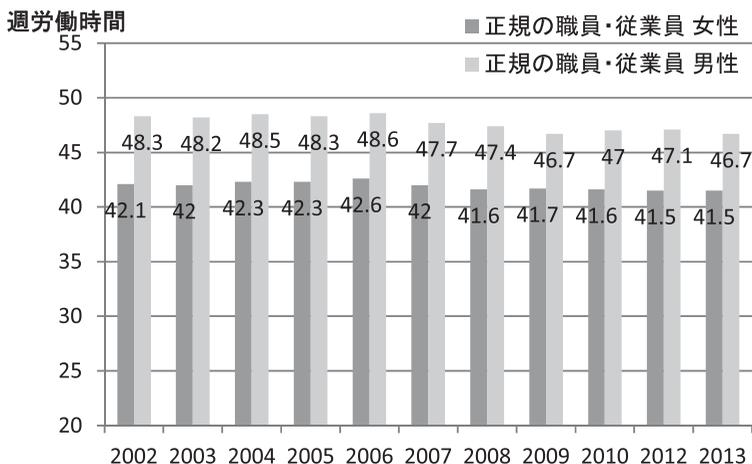
I-2 くつろぎと睡眠時間に与える有償労働時間の背景―有償労働時間と休暇―

表1より、差があるのは、収入労働時間と育児・家事時間である。前者の収入労働時間は、くつろぎや睡眠時間に影響を与えるため、どのような状態にあるのかを、夫婦別にその差を見てみる。

1、労働時間超過の実態、2、子育て世代の長すぎる労働時間、3、年次有給休暇の取得状況から見えていく。

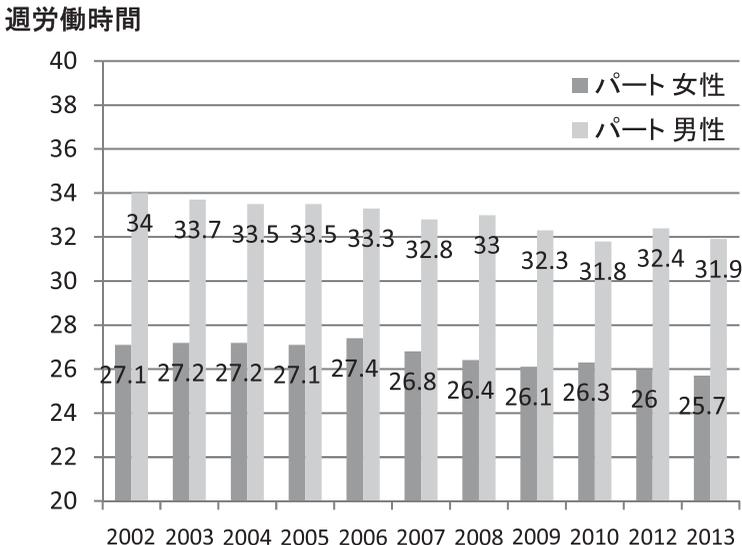
27 生活時間における夫婦の不平等性とそれがTFRに与える影響

図1 性別・正規の職員・従業員の週労働時間



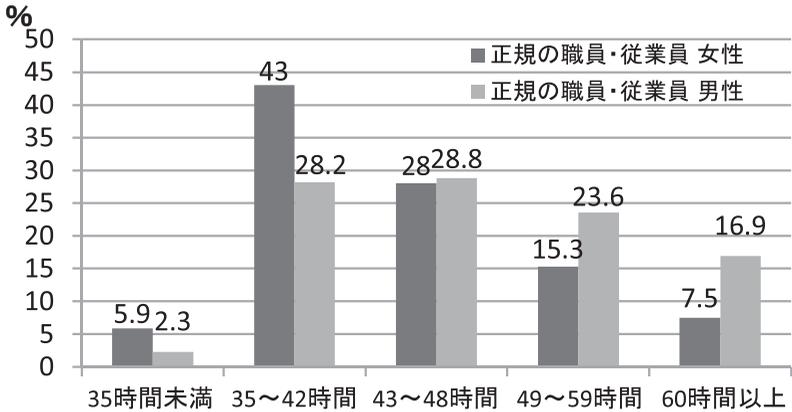
出所) 総務省統計局「労働力調査年報」をもとに作成。

図2 性別・パートの週労働時間



出所) 総務省統計局「労働力調査年報」をもとに作成。

図3 性別、正規の職員・従業員の就業時間(2012)



出所) 総務省統計局「労働力調査年報」より作成。

1 法定労働時間(四〇時間) 超過の(正規雇用者) 週実労働時間

『労働力調査』の週実労働時間により考察する。表2を見ると、労働時間は微減しているものの依然として週四〇時間を超えている。女性は四二・一〜四一・五時間/週、男性四八・三〜四六・七時間/週である(図1)。正規の職員・従業員、パート、派遣社員、契約社員・嘱託、いずれも男性の方が多いが差が大きい訳ではない。図1では正規の職員・従業員について表した。ただ、パートについては男女に差がみられる(図2)。

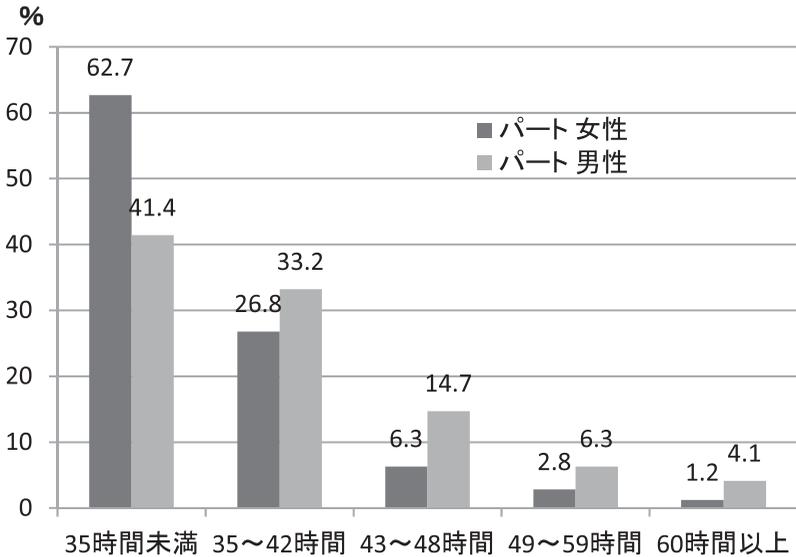
2 子育て世代の長すぎる労働時間

さらに、注意深く労働時間ごとに見ると、さらに労働時間が長くなっているケースがある(図3)。正規雇用者の男性の一六・九%、女性の七・五%が週六〇時間以上働いている。そして子育て世代の労働時間が長くなっている。また、パート女性の約四割が実質週三五時間以上働いている。

本業のふだんの週間労働時間が四二時間以下の正規職員は、女性で二人に一人、男性で三人に一人にすぎない(図3)。

労働時間が比較的短いとされるパート労働者でも、約三七%の女性

図4 性別、パートの就業時間(2012)



出所) 総務省統計局「労働力調査年報」より作成。

が、ふだん三五時間以上働く「擬似パート」^⑨である。なお、本業の賃金が低いためにダブル・ワークやトリプル・ワークと二つ以上の仕事を掛け持ちしてなんとか生計をたてる複数就業者もいる。^⑩

さらに年間二五〇日以上就業する正規雇用者に限定すると、男性の二五%以上が週六〇時間を超えている(図4)。これは、土日、祝日を除いて年次有給休暇をとらず、過労死認定基準を超えるほどの働き方である。週六〇時間以上就労する正規雇用者の割合を見ると、男性では初婚年齢から子育て期の三〇代で多くなり、女性はこの年代で減少している。

3 年次有給休暇の取得状況

なお、労働者が心身の疲労を回復させ労働力を維持するには、休日・休暇の取得が必要である。取得率は、バブル景気の初めの一九八〇年代後半以降低下し、三〇〜九九人規模企業は二〇一二年には四〇%にまで落ち込んだという状況である(注の参考表1、2参照)。^⑪

以上、労働時間は全体的に短くなっているものの、ケースごとに見ると長すぎる例もある。特に出産から子育て期間に当たる三〇代から四〇代前半にかけて長くなっている。さらに、年次休暇数の取得率は減少しつつあり、育児休業取得割合も低下しつつある。従ってより長く働いているケースがあり、休暇日数が少なくなっていると言える。

Ⅱ 夫婦の生活時間とTFRの関係

ここでは、夫婦間の平等・不平等がTFRにどのように影響を及ぼすのかを分析するにあたり、TFR上昇のためには、夫婦ともに一定以上共通に長い睡眠時間がなければ、TFRは上がらないことを仮説として進める。

Aとして夫妻（有業者）の睡眠と生理とTFRの関係を概観する。1 都道府県別に、2 夫婦の平均睡眠時間との関係、3 夫婦の休養・くつろぎの乖離との関係からTFRを見てみる。

Bとして出生率を回復させる労働時間とくつろぎ・休養、睡眠時間の許容範囲を考察する。

A 夫婦の睡眠時間、生理的時間とTFRの関係

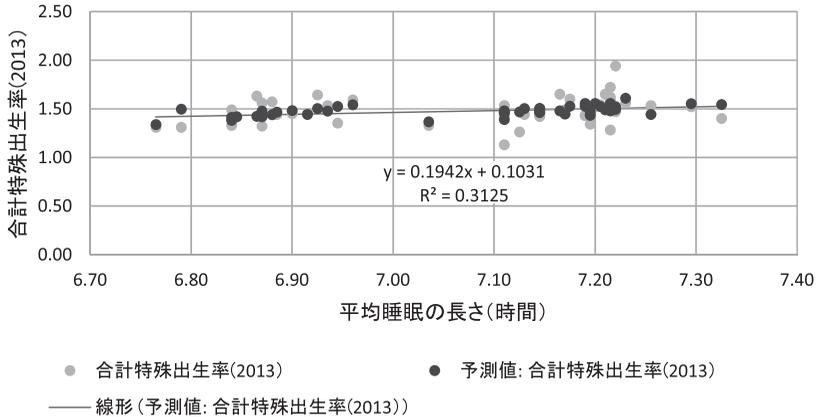
夫と妻の生理（生理は休養・睡眠・くつろぎを指し以下生理で記述）と睡眠の共有時間が合計特殊出生率とどのような関係にあるのかを都道府県別に見てみよう。

都道府県別生活時間データを用いる理由は、

○各休養・睡眠・くつろぎのデータがあること、別に都道府県別生活時間のTFRのデータもあること、

○この二種類の都道府県別データがあるということから、より詳細に、実際の状況に、より近い形に分析できるよう

図6 TFRと夫婦（二人）の平均睡眠の長さ（時間）の関係



出所)「平成23年社会生活基本調査」調査票生活時間編(地域)第2表、男女共同参画統計研究会(2015)『男女共同参画統計データ—日本の女性と男性—2015』表6—9をもとに作成。

になる。そのため、都道府県別データを用いる。

まず、夫婦の生理の時間や睡眠時間によって出生率がいか
に違うのかについて見てみよう。

1 都道府県別生活時間とTFR

図5の棒グラフは都道府県別に生活時間(生理、睡眠)¹²⁾を
見たもので、折れ線グラフは都道府県別、TFRの数値を示
したものである。折れ線グラフの高さは、概して西高東低に見
える。すなわち宮城や秋田等東北は低く、宮崎や沖縄は高く
なっている。(東京や福井、島根などはその傾向から外れる
が…)。

2 夫婦の平均睡眠時間とTFRの関係

次に、夫と妻の平均睡眠時間とTFRの関係を調べ、夫と
妻の平均睡眠時間がTFRに与える影響を見てみる。

図6は、(他の要因を一定にして)夫と妻の平均睡眠時間
が合計特殊出生率に与える影響を分析した結果である。横軸
は(妻+夫) / 2で求めた夫と妻の平均睡眠時間を、縦はT

F Rを示した。分析の結果、

$$Y=0.194X+0.103$$

$$R^2=0.31$$

という結果を得た。これが意味することは、夫婦二人の平均睡眠時間が(六・七時間から七・四時間の間で)一時間長くなると、TFRが○・一九上昇するというものである。これの起こりそうな確率約三二%として与えられる。

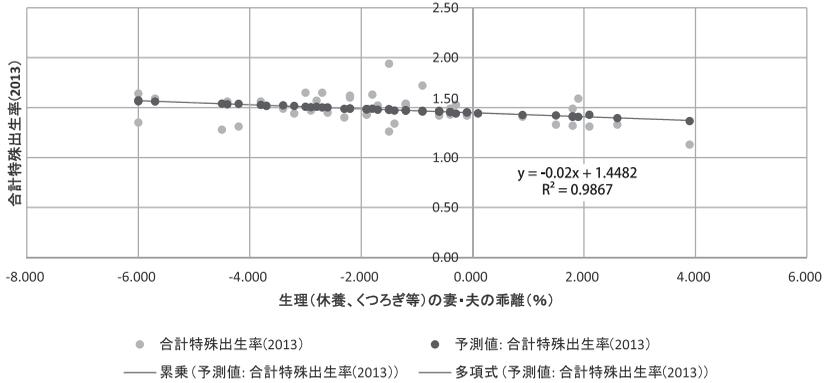
3 夫婦の休養・くつろぎの差とTFRの関係

休養とくつろぎの観点からはどうだろう。ここでは、より共通に時間がなければならぬという観点から、夫婦の休養・くつろぎの乖離時間(妻マイナス夫の時間)を算出し、(その時間の差が他の値を一定とすれば)、TFRにどのくらい影響与えるのかを分析する。

妻と夫の「休養・くつろぎ」時間について差がある場合、その差(妻の時間マイナス夫の時間)とTFRの関係を回帰分析した(図7)。その結果、興味深いことに、①TFRがある一定の値(一・四四八)となるためには、夫婦に差があつてはならないこと(差があるとTFRは縦軸より右へ移りTFRは減少する)、②予測線上下から左へ移り、夫と妻がほぼイコールになると(X軸〇) TFRは一・四四八を示す。さらに左へ移って(図7中左上)夫の方が長いケースでは、TFRは一・四四八をわずかに超えている。③それ以上にX軸を右に進むと、つまり妻と夫の休養・くつろぎの差が妻の方が大きくなるにつれて、TFRは減少するという結果を得た。

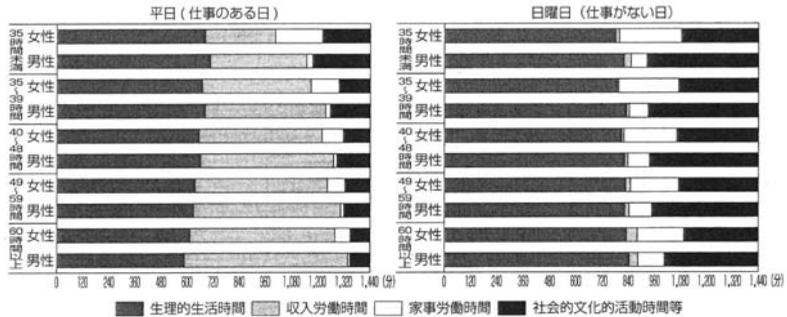
すなわち、妻の休養・くつろぎ時間が長くなっても、夫の時間と同じ程度に長くならない場合、TFRは減少する。同じ長さかあるいはそれとともに夫が少し長い場合にTFRは上昇する。

図7 TFRと休養、くつろぎ等の妻・夫の差との関係



出所) 「平成23年社会生活基本調査」調査票生活時間編(地域)第2表、男女共同参画統計研究会(2015)『男女共同参画統計データ—日本の女性と男性—2015』表6—9をもとに作成。

図8 平日・日曜日別の総平均時間



出所) 男女共同参画統計研究会(2015), 図6—1引用。

表2 TFR上昇のための、労働とくつろぎ・睡眠時間の組み合わせ条件

夫>妻の場合の夫の生理的時間

| | 夫 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|--|--|
| 1日の労働時間 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | | |
| 生理的時間（くつろぎ・睡眠） | 11.96 | 10.96 | 9.96 | 8.96 | 7.96 | 6.96 | 5.96 | 4.96 | 3.96 | 2.96 | 1.96 | | | |

注) 24時間—収入労働時間—家事労働時間(0.24)—社会文化的時間(4.12)—身の回りの用事・食事・受診・旅費(2.27)=24—7.04—収入労働時間、(2011年平日)。

妻>夫の場合の妻の生理的時間

| | 妻 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|--|--|--|
| 1日の労働時間 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | | |
| 生理的時間（くつろぎ・睡眠） | 8.66 | 7.66 | 6.66 | 5.66 | 4.66 | 3.66 | 2.66 | 1.66 | 0.66 | - | - | | | |

注) 24時間—収入労働時間—家事労働時間(3.45)—社会文化的時間(4.21)—身の回りの用事・食事・受診・旅費(2.68)=24—10.34—収入労働時間、(2011年平日)。

出所) 男女共同参画統計研究会(2015)表6—1をもとに作成。

B TFR上昇のための、労働とくつろぎ・休養の時間的条件

子育て期の夫婦の生活時間のうち生理的生活時間（睡眠時間+くつろぎ時間）と収入労働時間を中心に比較すると、睡眠は、すべての都道府県において男性よりも女性の方が短い。収入労働時間は大都市圏の男性の方が長い傾向にある。なお、ここからは生理的時間をくつろぎプラス休養時間だけではなく、睡眠時間を加えたものとして考察する。

平日で、収入労働時間／（週間）が長くなるにつれて、男女ともに特に生理的生活時間と社会的活動時間は短くなっている（図8）。

図7の結果、収入労働時間が長くなることよって、「くつろぎ」時間を短くしてはいけないことが言えた（3。参照）。TFR上昇の為には、夫婦の睡眠時間が長く、夫婦の休養・くつろぎ時間に差があつてはならないということであった。

この結論を別の観点から見ると、夫婦の睡眠時間の差、夫婦の休養・くつろぎ時間の差はどこまで許容されるのであろうか。データより推定してみよう。

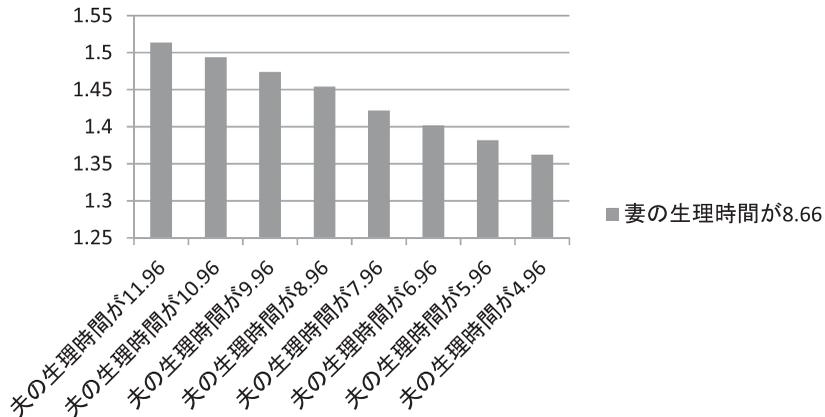
表2は、労働時間を変化させたとき、生理的時間（くつろぎ、療養時間、睡眠時間）がどう変化するかを推計したものである。夫婦別に労働時間を増減させた時（表2「1日の労働時間」の行を左右に目を移すと）、く

表 3

| | | | | | | | | | |
|--------------------|------------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 夫の生理 (睡眠+くつろぎ) 時間が | | 11.96 | 10.96 | 9.96 | 8.96 | 7.96 | 6.96 | 5.96 | 4.96 |
| 妻の生理 (睡眠+くつろぎ) 時間が | 8.66 の場合、差 | -3.3 | -2.3 | -1.3 | -0.3 | 1.3 | 2.3 | 3.3 | 4.3 |
| | 7.66 の場合、差 | -4.3 | -3.3 | -2.3 | -1.3 | -0.3 | 1.3 | 2.3 | 3.3 |
| | 6.66 の場合、差 | -5.3 | -4.3 | -3.3 | -2.3 | -1.3 | -0.3 | 1.3 | 2.3 |
| | 5.66 の場合、差 | -6.3 | -5.3 | -4.3 | -3.3 | -2.3 | -1.3 | -0.3 | 1.3 |
| | 4.66 の場合、差 | -7.3 | -6.3 | -5.3 | -4.3 | -3.3 | -2.3 | -1.3 | -0.3 |

出所) 男女共同参画統計研究会(2015)表6—1をもとに作成。

図 9 夫婦の時間差によるTFR



出所) 男女共同参画統計研究会(2015)表6—1をもとに作成。

つろぎ時間+休養時間+睡眠時間がどう変わるのかを推計した。

表3は、表2で求めた生理的時間(睡眠+くつろぎ時間+睡眠時間)が、夫婦の生理的時間が変化することによって、夫婦時間の差はどうなるのかを示したものである。夫婦間の差は、「妻の生理的時間」マイナス「夫の生理的時間」として計算した。この結果を「図7 TFRと生理的時間の妻・夫の差との関係」で求めた式に代入した結果を図9で表した。ここでは妻の生理的時間(睡眠+くつろぎ+休養)が八・六六時間の時に限って、夫の生理的時間が一・九六から四・九六時間に変化したときの差からTFRを求めたものである。表3から「妻の生理的時間」マイナス「夫の生理的時間」がプラスの方へ動けば、TFRは減少するがマイナスの方へ動けばTFR

Rは増加する傾向がある。

【仮説の検証】

仮説が真かどうか検証してみよう。TFRが上昇するためには、仮説どおり夫婦の平均睡眠時間がある程度長いことが必要である(図6)。これを「休養・くつろぎ・睡眠」と「TFR」の観点を含めて調べると、夫婦にその時間差がある場合、TFRが減少することが示された(図7)。すなわち、睡眠とくつろぎ、休養には、夫婦共通になる一定時間が必要であること、かつ夫にやや長い時間が与えられた場合、TFRが高くなっていることが示された。

以上から、妻と夫の休養・くつろぎの時間について、睡眠時間は、夫と妻の睡眠時間を足して二で割った値で(二人揃って寝室で休むことを意味するが)、夫と妻共有の時間がある程度長くなければ(例えばTFRが一・四八となるためには夫婦共の睡眠時間は七・一時間以上である)ならない(Ⅱ参照、図6)。夫の睡眠時間が長く、かつ、夫婦の休養・くつろぎ時間に差がない場合(Ⅱ参照、図7左上部分)、TFRは上昇傾向を示し、一・四四八以上を保つことは可能である。

逆に、夫婦一方の睡眠時間が長くても、睡眠、休養・くつろぎ時間に差があり、同じ程度に長くない場合、TFRは減少する。

結 論

先行研究の提言の特徴は、夫婦間の役割分担のアンバランスが大きいことを強調していることであった。このアンバランスとはどのようなものかを生活時間において分析したところ、夫婦の生活時間における差の程度は、概して、三つに分類できる。①「男性の方が女性より多い」、②「同程度だが、男性の方が女性よりやや多い」「同程度だが、女性の方が男性よりやや多い」、③「女性の方が男性より多い」である。

①「男性の方が女性より多い」に分類されるのは、収入労働時間で、逆に②「女性の方が男性より多い」には、家事や育児が挙げられる。その同程度の区分には、「睡眠時間」「くつろぎ・休養」「学業などの社会文化的活動」「テレビ・新聞・趣味・娯楽」が挙げられる。

①と③を考えた場合、収入労働と家事や育児のアンバランスをどうすべきか、ということが今なお問題となっている。このように夫婦の生活におけるバランス・アンバランスは三つに分けられ、一筋縄では捉えられない。

②の夫婦の生活時間が比較的平等な休養・くつろぎ・睡眠について分析したところ、夫婦の平均睡眠時間がある程度長いことが必要であること、「休養・くつろぎ・睡眠」と「TFR」の観点から、夫婦にその時間の差があると、TFRが減少することが示された。

夫婦共通の睡眠の長さ、夫婦共通の休養、くつろぎの長さは幸い同等であるため、これに差が出ないような勤務体制が必要である。週六〇時間以上の勤務、子育て期間中の長い労働時間については対応策が必要となる。

以後の研究課題として、アンバランスが大きいのも事実だが、多くの夫婦は、その関係が続けていることも事実。

夫婦は役割分担、特に「収入労働時間」と「育児や家事」についてのアンバランスについて、本音では、どう捉えどう感じているのだろうか。これについては、いくつかの立場をもとにいくつかの仮説を立て、直に各夫婦に尋ねるアンケート調査をする必要性がある。

特に、現実、自分の置かれている立場、すなわち、

① 生活が夫（妻）の収入によって成り立っていること

② 家事・育児は妻（夫）の無償労働によって成り立っていること、

夫婦関係をよくするために、①②を含め、

③ 現状、何をどのくらい補完し合っているのか、

④ 何を補完し合うことになれば相手をさらに評価できるのか、

また、どのくらい妻（夫）を好きなのかという「気持ちを含めた」アンケートも必要である。この結果からどのくらいのアンバランスでも気にならないのか（我慢できるのか）ということも知ることができる。

【参考文献】

- ・井田歩美(二〇二二)「我が国における『母親の育児困難感』の概念分析」『ヒューマンケア研究学雑誌』第四卷二号、二二―三〇頁。
- ・加藤容子(二〇二〇)「仕事と家庭の両立に関する研究」『ワーク・ファミリーコンフリクトの対処プロセス』ナカニシヤ出版、一―三四頁。
- ・川井尚・庄司順一・千賀悠子・加賀博仁・中村敬・恒次欽也(二一九七)「育児不安に関する臨床的研究Ⅲ―育児困難感アセスメント作成の試み」『日本総合愛育研究所紀要』、三三―五六頁。
- ・川井尚・庄司順一・千賀悠子・他(二〇〇〇)「育児不安に関する臨床的研究Ⅳ―子供総研式・育児支援質問紙(試案)の臨床的有用性に関する研究」『日本子ども総合研究所紀要』三六、一一七―一三八頁。
- ・神原文子・杉井潤子・竹田美知(二〇〇九)『よくわかる現代家族』ミネルヴァ書房。
- ・国立社会保障・人口問題研究所編集(二〇二二)『平成二二年わが国独身層の結婚観と家族観 ―第一四回出生動向基本調査―』一般財団法人 厚生労働統計協会。
- ・厚生労働省(二〇一四)『平成二六年版労働経済白書―人材力の最大発揮に向けて―』日経印刷株式会社、五―三〇頁。
- ・子ども未来財団(二〇〇四)「子育て中の母親の外出等に関するアンケート調査」。
- ・佐藤晴彦・都丸けい子(二〇一〇)「出生を取り巻く心理的な要因把握の研究」『平成法政研究』第一五卷二頁。
- ・佐藤晴彦(二〇二二)「子供を持つために何が必要か、そして求められる支援とは？」(有)アトヴィリッジ、八九―九九頁。
- ・佐藤晴彦(二〇二三)「出産意図に関わる子育て時の不安・ストレス ―先行研究と本研究による調査結果の比較―」平成法政研究一八卷一号、六九―一〇六頁。
- ・佐藤晴彦(二〇一六)「コミュニケーション力と出会い・交際間にもつわる研究」『平成国際大学論集』No.21
- ・佐藤晴彦(二〇一七)「夫婦の生活時間に関する夫婦平等の研究」平成法政研究二二―一号。
- ・佐藤博樹(二〇〇九)「人事戦略としてのワーク・ライフ・バランス支援」『子育て支援シリーズ ワーク・ライフ・バランス仕事と子育ての両立支援』ぎょうせい、三二―九九頁。
- ・三冬社編集部(二〇一一)『少子高齢社会総合 統計年報二〇二二―二〇二二』株式会社 三冬社、三一九―三二四頁。
- ・汐見和恵(二〇一〇a)「乳幼児の子育てと親の悩み・不安」松田茂樹、他『揺らぐ子育て基盤』勁草書房、三九―六〇頁。
- ・品田知美(二〇一〇a)「親の育てかたと子どもの育ち」松田茂樹・汐見和恵・品田知美・末盛慶『揺らぐ子育て基盤』勁草書

- 房、一七―一三八頁。
- ・品田知美(二〇一〇b)「居住環境と親子生活」松田茂樹・汐見和恵・品田知美・末盛慶『揺らぐ子育て基盤』勁草書房、一七―三八頁。
- ・篠塚英子・永瀬伸子(二〇〇八)『少子化とエコノミー パネル調査で描く東アジア(ジエンダー研究のフロンティア第三卷)』二四五―二六二頁。
- ・志水紀代子(二〇〇七)『家族の論理学』丸善株式会社。
- ・男女共同参画統計研究会(二〇一五)『男女共同参画統計データブック―日本の女性と男性―二〇一五』ぎょうせい、五五―一七四、八九―一〇二頁。
- ・常岡史子(二〇一〇)『はじめての家族法』成文堂。
- ・内閣府(二〇一〇)『平成二三年版 子ども・子育て白書』勝美印刷株式会社、二〇―三九、六八―七〇頁。
- ・内閣府(二〇一六)『少子化社会対策白書(平成二八年版)』日経印刷株式会社、八一―八二、八八―九四、一一三―一一六頁。
- ・中田雅敏(二〇一〇)『家庭は子どもの教育の原点 家族の再生のために』勉誠出版。
- ・中田雅敏(二〇一四)『教育改革のゆくえ』新典社。
- ・西村洋子(二〇〇四)『変化する社会と家族の役割・価値―生命の尊厳・平和と共存の文化・社会の礎は家族に始まる―』学文社。
- ・牧野カツ子(一九八二)『育児における〈不安〉について』『家庭教育研究所紀要』2 四二―五一頁。
- ・牧野カツ子(二〇八二)『乳幼児を持つ母親の生活と〈育児不安〉』『家庭教育研究所紀要』3 三四―五六頁。
- ・牧野カツ子・中西雪夫(一九八五)『乳幼児をもつ母親の育児不安…父親の生活および意識との関連』『家庭教育研究所紀要』六、一一―二四頁。
- ・松田茂樹(二〇〇八)『何が育児を支えるのか』勁草書房、六一―八三、八五―一一五頁。

【注】

- (1) 収入労働に要する時間をここでは「収入労働時間」とした。
 - (2) 家事労働に要する時間をここでは「家事労働時間」とした。
 - (3) 「休養・くつろぎ」「受診・療養」を生理的に必要な活動に要する時間をここでは「生理的時間」とした。
 - (4) 学業の時間をここでは社会文化的時間とした。
 - (5) ①の二前後には収入労働時間が当てはまり、夫が妻よりも収入労働時間を二倍働いていることを示した。③の〇〇・一は育児や家事時間が当てはまり、妻が夫よりも二倍とは比較にならないほど)かなりの時間を育児や家事に費やしていることが示された。②の二前後は、「生理的時間」「社会的文化的活動時間」区分に入る「睡眠時間」「休養・くつろぎ」「学業などの社会文化的活動」「テレビ・新聞・趣味・娯楽」などであった。(平日は)これら②について夫婦に大きな差は見られない。
 - (6) 休養・くつろぎ、受診・療養。
 - (7) 学業。
 - (8) 具体的には、家事労働(家事・育児・買い物等)が平日に比べて日曜日に何倍になるかを見ると、週間就業時間三五時間未満の場合は女性で一・三倍(二二五分から二八四分)、男性で二・六倍(二七分から七一分)であり、週間就業時間六〇時間以上の場合は女性で三・〇倍(七〇分から一二三分)、男性では一三・四倍(九分から一二一分)となっている。これは平日にできない分の家事労働を日曜日に行っている状況を示している(男女共同参画統計研究会、二〇一五)。
 - (9) 「パート(部分)」で働く者であるから短時間勤務の労働者を指すのであるという原則は明らかであっても、実際には、「パート」あるいは「臨時社員」等の呼称を受けながら、正規従業員と全く同じ時間就労し、場合によっては全く同じ業務についている労働者が少なくない。このような労働者を「疑似パート」という。
 - (10) 非正規社員や母子家庭の場合収入が少ないため、二つ以上の仕事を持つ場合がある、ということを示している。
 - (11) 詳述すると、二〇一二年度に完全週休二日制が適用された労働者は六一%、完全週休二日制より休日日数が実質的には少ない制度も含めた「何らかの週休二日制」が適用される労働者は八八%と低かった。年次有給休暇は、平均付与日数一八・三日に対し取得日数は八・六日と低かった。
- 出産後の育児休暇は、新たに子供を持つかどうかを大きく左右する。育児関連制度の利用は、正規雇用の女性に多く、男性と非正規雇用者では少ない。また、三〇人以上事業所規模において在職中に出産した女性または配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合をみると、女性では二〇〇八年の九〇・六%をピークに低下して二〇一三年度に八三・〇%、有期契約

(13) (12)

「二人そろって」の意義と強調するため(妻十夫)／2と表記した。
 休養・くつろぎ

参考表1 年次有給休暇の取得率と取得者数

| | 平均取得日数(日) | | | 平均取得率(%) | | |
|------|-----------|----------|--------|----------|----------|--------|
| | 1,000人以上 | 100~999人 | 30~99人 | 1,000人以上 | 100~999人 | 30~99人 |
| 1980 | 10.4 | 8.4 | 7.1 | 62.7 | 61.2 | 58.6 |
| 1985 | 9.4 | 7.2 | 6.3 | 54.5 | 49.2 | 49.3 |
| 1990 | 9.5 | 7.7 | 6.7 | 54.7 | 52.1 | 50.1 |
| 1995 | 11.0 | 8.7 | 7.9 | 58.7 | 52.2 | 51.9 |
| 2000 | 10.6 | 8.2 | 7.3 | 54.6 | 46.5 | 44.6 |
| 2005 | 10.2 | 7.6 | 7.2 | 53.4 | 43.1 | 42.8 |
| 2010 | 10.5 | 8.1 | 7.0 | 55.3 | 45.4 | 41.8 |
| 2012 | 10.6 | 7.8 | 6.8 | 54.6 | 43.4 | 40.1 |

出所) 男女共同参画統計研究会(2015)『男女共同参画統計データ—日本の女性と男性—2015』表4—引用。

参考表2 性別育児休業取得者割合の推移(1993~2013年)
 (単位: %)

| 年度 | 取得者の男女比 | | 育児休業取得者の割合 | | | |
|------|---------|-----|------------|---------|------|---------|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 有期契約労働者 | 男性 | 有期契約労働者 |
| 1993 | 99.8 | 0.2 | 48.1 | - | 0.02 | - |
| 1996 | 99.4 | 0.6 | 49.1 | - | 0.12 | - |
| 1999 | 97.6 | 2.4 | 56.4 | - | 0.42 | - |
| 2002 | 98.1 | 1.9 | 64.0 | - | 0.33 | - |
| 2005 | 98.0 | 2.0 | 72.3 | - | 0.50 | - |
| 2008 | 97.4 | 2.6 | 90.6 | 86.6 | 1.23 | 0.30 |
| 2009 | 96.1 | 3.9 | 85.6 | - | 1.72 | - |
| 2010 | 97.1 | 2.9 | 83.7 | 71.7 | 1.38 | 2.02 |
| 2011 | 94.2 | 5.8 | 87.8 | 80.7 | 2.63 | 0.06 |
| 2012 | 96.2 | 3.8 | 83.6 | 71.4 | 1.89 | 0.24 |
| 2013 | 95.6 | 4.4 | 83.0 | 69.8 | 2.03 | 0.78 |

注1 1993、96年は育児休業規定のある事業所において、各1年間に出生した者(配偶者が出生した男性も含む)に占める、93年5月1日まで、96年7月1日までの間に育児休業を開始した者の割合である。99年以降は全事業所において1年間に出生した者(配偶者が出生した男性も含む)に占める、各年10月1日までの間に育児休業を開始した者の割合である。
 2 対象は常用労働者30人以上の企業。

出所) 男女共同参画統計研究会(2015)『男女共同参画統計データ—日本の女性と男性—2015』表4—11引用。

労働者でも六九・八%に落ち込んだ。男性の場合、育休を取得したとしてもその期間は短い。